

-----  
種別 : 個人  
法人名 : 税理士法人大樹  
氏名 : 田中堅二郎  
-----

実務対応報告公開草案第 52 号

従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い  
へのコメント

質問5について

本公開草案は、適用対象とされる法人に上場企業・非上場企業の区別はないため、非上場企業にも適用されると考えられます。

従来の会計基準では、非上場企業にもストック・オプション会計基準における未公開企業に取扱いが適用され、ストックオプションの公正な評価単位に代えて、単位当たりの本源的価値の見積に基づいて会計処理を行う方法を選択適用することができるものと理解しております。

今回の本草案においても、非上場企業の取扱いが適用できる旨を明示する事が望ましいと考えます。

以上